

添付資料－ 3

平成 19 年 8 月 31 日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所の非管理区域における放射性物質による汚染について（概要）

標記の件について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 42 条第 1 項及び同法施行規則第 39 条第 1 項第 4 号の規定に基づく報告の概要を以下に示す。

1. 廃液輸送管点検孔内における漏えいの痕跡の発見（管理区域外）

平成 19 年 7 月の調査において、廃液輸送管点検孔内の以下の汚染を発見した。

(1) 廃棄物処理場閉止箇所 (JPDR 廃液輸送管) フランジ部周辺の土砂の汚染

採取した土砂試料から Cs-137 : 1.5Bq/g、Co-60 : 8.9×10^{-3} Bq/g が検出された。

(2) ホットラボ側第 1 閉止弁及び浄水注入弁周辺の土砂の汚染

採取した 2 箇所の土砂試料から Cs-137 : 2.0Bq/g、1.2Bq/g が検出された。

JPDR 廃液輸送管は平成 4 年に、ホットラボ廃液輸送管は昭和 60 年にそれぞれ一時的な管理区域を設定し閉止措置を行った。JPDR 廃液輸送管は、現在、原子炉、核燃、RI いずれの許可からも外れている。今回発見された汚染は、閉止措置に係る作業時に発生したと推定される。

2. 廃液輸送管ホットラボ建家内点検孔開閉弁からの漏えいの痕跡の発見（管理区域外）

平成 19 年 7 月の調査において、ホットラボ建家化学ローディングドック内の点検孔内の以下の汚染を発見した。

(1) 廃液輸送管開閉弁の汚染

廃液輸送管開閉弁の表面に Cs-137 : 約 7.4 Bq/cm² が検出された。

ホットラボ廃液輸送管は、既にホットラボと切り離され、配管フランジ部等を止栓する閉止措置が実施されている。上記汚染は、本点検孔が重量物を運搬するフォークリフト等の通過位置にあたることから、フォークリフト等の通過により、開閉弁に繰返し荷重が加わり、放射性物質が漏えいしたと推定される。漏えい時期は不明である。

以上